

# ○ 親子3代にわたる入学者に対する感謝状贈呈 に関する申し合わせ

(2010年12月3日制定)

(趣旨)

**第1条** この申し合わせは、学校法人追手門学院（以下「学院」という。）が親子3代にわたる入学者に対して感謝状を贈り、感謝の意を表すことを目的とする。

(定義)

**第2条** この申し合わせにおいて「親子3代」とは、直系の親・子・孫の3世代をいう。

2 この申し合わせにおいて「入学者」とは、学院又はその前身である社団法人大阪借  
行社、財団法人大手前学園若しくは財団法人追手門学院が設置する学校及び幼稚園  
(以下「各校園」という。)のいずれかに入学した者をいう。

(申請)

**第3条** 前条に該当する者は、毎年5月末日までに各校園を通じて総務課へ申請するものとする。ただし、同一申請人による申請は1回限りとする。

(被贈呈者の決定)

**第4条** 被贈呈者の決定は、申請に基づき常任理事会が行う。

(贈呈の方法)

**第5条** 贈呈は、感謝状に記念品を添えて行う。

(贈呈の時期)

**第6条** 贈呈は、毎年「追手門学院後援会の集い」の機会に行う。

(運営)

**第7条** この申し合わせに定めるもののほか、運営に必要な事項は、常任理事会がこれを定める。

(事務の所管)

**第8条** この申し合わせに関する事務は、総務課の所管とする。

(申し合わせの改廃)

**第9条** この申し合わせの改廃は、常任理事会が行う。

附 則

この申し合わせは、2011年4月1日から施行する。